

マイナンバー（社会保障・税番号）のご紹介

～もっと便利に暮らしやすく～

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。使い方はとても簡単。医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけ。今回は健康保険証として利用するために必要な手続きについてご案内します。

◆マイナンバーカードを健康保険証として利用するには？

予めマイナポータル上で事前に登録をすることが必要です。マイナポータルには、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンからもログインできます。

パソコンやスマートフォン等を利用することが出来ない方は、市役所のマイナポータル用端末で登録を行うことが出来ます。

◆医療機関の窓口での利用方法は？

顔認証付きカードリーダーの場合は、カードリーダーに置きます。汎用カードリーダーを利用する場合は、カードリーダーにかざすとともに受付職員にカード表面を見せます。

いずれの場合も医療機関にマイナンバーカードを預けることはありません。

◆どここの病院や薬局で使えるの？

2021年3月（予定）の利用開始時に、全国の医療機関や薬局の6割程度、2023年3月末には、おおむね全ての医療機関や薬局での導入を目指しています。

◆マイナンバーカードを忘れたらどうしたらいいの？

健康保険証があれば、健康保険証をご提示ください。健康保険証も持参していない場合は、現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。

■問い合わせ／市民課市民係 ☎880-6574

マイナンバーカード交付のお知らせが届いている方で、平日窓口に行けないなどの理由でお受け取りになっていない方は、ぜひご利用ください。

マイナンバーカードの
休日交付のお知らせ

■とき／10月11日（日）・31日（土）

8:30～12:00

■ところ／南国市役所1階 市民課

※必ず事前に予約をお願いします。

マイナンバー専用窓口・予約電話番号

088-863-2920

シリーズ国営ほ場整備 ①6

埋蔵文化財の調査について

南国市は、県内で最も多く遺跡が存在している地域として有名で、未発見のものも数多く眠っています。ほ場整備事業の工事では、掘削によって地下の遺跡に影響がある範囲については、本発掘調査を行う必要があります。

発掘調査の範囲を決めて効率的に調査するためには事前の試掘調査が欠かせません。そのため、ほ場整備予定区域においては農閑期（9月～12月頃）に試掘による遺跡の確認調査を実施しています。

試掘に際しては、地権者及び耕作者の皆様にご承諾をいただき行いますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



■問い合わせ

農地整備課 ☎880-6586

生涯学習課文化財係 ☎802-6062



試掘の作業状況